

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程（令和6年3月13日旭医大達第45号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
○旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程 （審議事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 医学部における教育分野の理念及び目標に関すること。 (2) 医学部におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに関すること。 <u>(3) 医学部におけるアセスメントポリシーに関すること。</u>（新設） <u>(4) 医学部におけるコンピテンシーに関すること。</u>（新設） <u>(5)</u> その他学長から意見を求められた事項に関すること。 （略） <u>附 則</u> <u>この規程は、令和8年9月2日から施行する。</u> 【改正理由】 旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会の審議事項の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。	○旭川医科大学医学部教育ポリシー委員会規程 （審議事項） 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 医学部における教育分野の理念及び目標に関すること。 (2) 医学部におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに関すること。 <u>(3)</u> その他学長から意見を求められた事項に関すること。 （略）